様式第八号（表面）中「（日本工業規格Ａ列４番）」を削る。

様式第九号（表面）中「（　　）ヲ（　　）ワ（　　）カ」を「（　　）ヲ（　　）ワ（　　）カ（　　）ヨ（　　）タ（　　）レ」に改め、同様式（表面）の通知の欄の次に次のように加える。

※備考欄

様式第九号（表面）中「（日本工業規格Ａ列４番）」を削り、同様式（裏面）の注意の１中「ル又はワ」を「カ又はタ」に、「ヲを」を「ヨを」に、「ヲに」を「ヨに」に改め、同ロ中「どれか」を「いずれか」に改め、同ハ中「どれ」を「いずれ」に改め、同ヒから㋔までの規定中「父」を「父又は母」に改め、同㋑中「母が婚姻によつて懐胎したかどうか」を「㈠に該当するかどうか」に改め、同カを同レとし、同ワ中「父」を「母又は養育者が受給者である場合にあつては父、父が受給者である場合にあつては母」に、「どれか」を「いずれか」に改め、同ヲを同ヨとし、同ル中「どれか」を「いずれか」に改め、同ルを同カとし、同ヌ中「母が」を「母の」に、「含みます」を「含む」に、「同様です」を「同じ」に、「したりして」を「等により」に、「）に」を「以下同じ。）に」に改め、同ヌを同ヲとし、その次に次のように加える。

ワ　父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになつた。

様式第九号（裏面）の注意の１のリ中「児童が」を「母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が」に改め、「（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。

様式第十号（表面）及び様式第十一号（表面）中「（日本工業規格Ａ列４番）」を削る。

様式第十一号の二（表紙）中「（日本工業規格Ａ列６番）」を削る。

様式第十一号の三から様式第十五号まゝでの規定中「（日本工業規格Ａ列４番）」を削る。

様式第十六号（裏面）中「当該児童の父」を「当該児童の父又は母」に、「第４条第１項第３号」を「第４条第１項第１号ハ」に、「若しくは児童の父」を「若しくは児童の父若しくは母」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第三十二号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二日

経済産業大臣　直嶋　正行

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第二章中第十一条の前に次の一条を加える。

（共済金を貸し付ける事態）

第十条の二　法第二条第二項第三号の経済産業省令で定める手続は、共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務の整理の委託を受けた弁護士若しくは弁護士法人又は司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人（以下この条において「弁護士等」という。）が、共済契約者に対して書面によってする支払を停止する旨の通知とする。

2　前項の書面には、作成の年月日を記載し、弁護士等が署名し、又は記名押印しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

○経済産業省令第三十三号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第十一条の二第二項の規定に基づき、中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二日

経済産業大臣　直嶋　正行

中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済事業の余裕財源の有無及び額の計算に関する省令（昭和五十九年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「計算期間の末日」の下に「及びその五年前の日」を加える。

第一項第二号に次のように加える。

ニ　前納減額金の額　各事業年度又はその各月における掛金のうち掛金前納がされるものの額に、基準日以前の掛金前納がされたものの額及びこれに係る減額の実績等を勘案して妥当と認められる割合を乗じて得た当該各事業年度又はその各月に係る額とする。

第二項中「次項において単に」を削除し、「において剰余金が生じている場合に」を「が、次の各号のいずれにも該当する場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一　計算期間の末日の五年前の日における剰余金の額を相当な利率により割り引いた当該額の現在価値が、基準日における剰余金の額を上回っていること。

二　状況表において計算期間の末日に剰余金が生じていること。

第三項中「状況表における」の下に「計算期間の末日の」を加える。

附　則

この省令は公布の日から施行し、平成二十事業年度の末日を基準日とする余裕財源の有無及び額の計算から適用する。

文部科学大臣　川端　達夫

告　示

○文部科学省告示第九十一号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第十九条第一項の規定に基づき、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において使用される教科用図書として検定を経た図書の名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年六月二日